

規 則

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

埼玉県公安委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第23条」を「第24条第3項」に改める。

第13条中「第33条第1項」を「第37条第1項」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

公文書開示請求書

年 月 日

(宛先)
埼玉県警察本部長

住所又は主たる事務所の所在地
〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

埼玉県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求する公文書の名称又は内容 〔できるだけ具体的に記載してください。〕	
埼玉県情報公開条例第7条に規定する公文書の開示を請求することができるものの区分 〔該当する番号を一つ○で囲み、()内に必要な事項を記載してください。〕	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 〔事業所等の名称 所在地〕 3 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の名称 所在地〕 4 県内に所在する学校に在学する者 〔学校の名称 所在地〕 5 上記1から4までに掲げるもののほか、公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人又は法人その他の団体 〔理由〕

注 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 〔開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。〕	1 文書又図画の場合 □閲覧 □写しの交付（□送付を希望） 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付（□送付を希望） □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複製したものの交付（□送付を希望）
---	--

注 以下の欄は、記入しないでください。

担 当 所 属	電話番号
備 考	

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

年 月 日に開示請求のあった公文書については、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する 公文書の名称	
開示の日時	
開示の場所	
求めることができる 開示の実施の方法等	
担当所属	電話番号
備考	

注 1 当日は、この通知書を担当者に提示してください。
2 都合により上記の日時に来られないときは、あらかじめ、その旨を電話などで担当所属まで連絡してください。

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号及び様式第4号中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第15号中「開示決定等に対する不服申立て」を「に対する審査請求」に、「第22条」を「第24条第1項」に、「同条例第23号」を「同条第3項」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に、「不服申立てが」を「審査請求が」に改める。

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第42条」を「第42条第3項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する保有個人情報の 名称等	
開示する保有個人情報の 利用目的	
開示を実施することが できる日時 (次のいずれか1日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開 示 の 場 所	
求めることができる 開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担 当 所 属	電話番号
備 考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」欄に記載した日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、この通知があった日から 30 日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」欄に記載されている方法から選択することができます。開示の実施の方法は、この通知があった日から 30 日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号、様式第4号、様式第13号、様式第14号、様式第20号及び様式第21号中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第24号中「第41条」を「第42条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「同条例第42条」を「同条第3項」に改める。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年埼玉県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号裏面、別記様式第7号裏面及び別記様式第8号裏面中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第4条 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則（平成19年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号裏面及び別記様式第2号中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「この処分を行った警察官の所属する警察署長」を「埼玉県公安委員会」に、「処分については」を「処分の取消しの訴えは」に改め、「、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき」を削る。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第5条 埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第10号2面を次のように改める。

命令をする理由	
---------	--

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第11号2面を次のように改める。

命令を行った理由	
----------	--

口頭による中止命令に不服がある場合の注意事項

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年埼玉県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し及び同条中「身分証明証」を「身分証明書」に改める。

別記様式第2号裏面中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第5条関係）

（表面）

第 号	
年 月 日	
解 任 命 令 書	
（自動車運転代行業者）	
住 所	
殿	
埼玉県公安委員会 印	
あなたの選任している 安全運転管理者 を自動車運転代行業の業務の適正化に関 副安全運転管理者 する法律第19条で読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、	
次の理由により解任を命じます。	
安全運転管理者・ 副安全運転管理者 の住所氏名	
理 由	
（注） 新たに安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任し、変更届出書に必要な書類 を添付し、20日以内に主たる営業所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に届 けてください。	

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第11号中「身分証明証」を「身分証明書」に改める。

別記様式第12号裏面、別記様式第13号裏面及び別記様式第14号裏面中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則の一部改正)

第7条 埼玉県放置違反金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号表面中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。